

令和 4 年 度
第 1 回

国民健康保険運営協議会議事録

令和 4 年 9 月 29 日（木）開催

加古川市健康医療部国民健康保険課

1 日時 令和4年9月29日(木) 午後2時から午後3時まで

2 場所 加古川市役所 議場棟2階協議会室

3 出席者等

(1) 委員出席者 11名

(2) 委員欠席者 1名

(3) 事務局出席者 10名

会 議 次 第

1 開会

2 議事

協議事項

- ・正副会長の選出

報告事項

- ・令和3年度決算状況について
- ・令和4年度予算状況について
- ・その他

3 閉会

事務局

それでは、定刻となりましたので、ただいまから、令和4年度第1回国民健康保険運営協議会を開会させていただきます。

まず、机上に配布しております資料についてご説明いたします。

全員に委員名簿、「国民健康保険必携」を、新任の方には併せまして「国保のことば」を配付しております。

また、当日配布資料としまして、「令和4年度補正予算の概要について」をお配りしております。

黄色のフラットファイルについては、今年度の国民健康保険運営協議会の資料を綴じる際に、ご活用ください。

続きまして、このたびの委員改選に伴い、新たに8名の方を当協議会の委員にお迎えしております。改選後初めての協議会でありますので、ご出席の委員の皆様から一言自己紹介をお願いしたいと思います。

それでは、名簿順にお願いします。

委員

(各委員自己紹介)

事務局

ありがとうございました。

引き続きまして、当協議会の事務局を担当する職員を紹介します。

事務局

(事務局自己紹介)

事務局

それでは、ただいまから議事をお願いするわけでございますが、本日の協議会には、委員定数12名に対し、11名の委員にご出席をいただいております。

よって、本日の国民健康保険運営協議会は、協議会規則第4条第3項に規定しております定足数「委員の定数の2分の1以上」に達しており、ここに会議が成立しておりますことを、ご報告させていただきます。

議事に入る前に、改選後初の運営協議会の開催にあたりまして、健康医療部長から、ご挨拶を申し上げます。

健康医療部長

本日はご多用の中、本協議会にご出席いただきましてありがとうございます。

冒頭に事務局から説明がありましたとおり、本日は委員改選後の初めての協議会になります。

委員の皆様におかれましては、任期は3年ということになっておりますので、これからどうぞよろしくお願いいたします。

さて、兵庫県では、現在、各市町の保険料水準を令和9年度に統一するよう進められております。

このような状況の中で、本市の保険料率が、県が示します標準保険料率よりも低い水準となっております。

この後、本市の国保会計の予算・決算についてご報告をさせていただきますけれども、ここ数年は基金の方を取り崩して赤字補填をしているという状況となっております。

本日の協議会につきましては、予算・決算の報告がメインになりますけれども、次回以降の協議会におきましては、このような現状がありますので、加古川市の保険料率の改定について、皆様方に審議をお願いしたいと考えております。

最後になりますけれども、今回から新たに8名の委員の方に加わっていただいております。

初めてでわからないことや、疑問に思われることも多々あると思いますが、遠慮なさらずご質問をしていただけたらと思います。

それでは本日はよろしくお願いいたします。

事務局

それでは、本日の議事に入らせていただきます。

まず、協議事項「正副会長の選出」のことでございます。

委員改選後初めての協議会になりますので、「当協議会の会長及び副会長の選出」が必要になります。

本来であれば、国民健康保険法施行令により、公益を代表する委員から選挙により会長を選出するところですが、慣例により事務局から推薦させていただきますようにお願いしてもよろしいでしょうか。

全員

(異議なし)

事務局

異議がないようですので、恐れ入りますが、会長、副会長におかれましては、前の席へお移りいただきますよう、よろしくお願いいたします。

(移動)

それでは、お二人を代表して会長から、ご挨拶を頂戴したいと思います。
会長、よろしくお願いします。

会長

先ほど皆様のご同意をいただきまして、会長職に就任をさせていただきます。

市民生活に直結する大切な国民健康保険事業ということで、非常に大きな予算を伴う事業というふうに思っております。

先ほど、基金の取り崩しのお話もありましたけど、そういったことも踏まえて、安定的な運営が非常に大事かと思っておりますので、どうか皆様方、忌憚のないご意見をいただきながら、良い方向へと導いていただきますように、切にお願い申しあげまして、簡単ですが挨拶とさせていただきます。

事務局

ありがとうございました。

それでは、このあとの議事運営につきましては、会長にお願いすることとなりますので、会長、よろしくお願いいたします。

会長

それでは、ただいまから議事に入ります。

委員の皆様、ご協力のほど、よろしくお願いします。

議事に入ります前に、加古川市国民健康保険運営協議会規則第7条に規定する、本日の議事録署名委員を指名します。

議事録作成後、署名をよろしくお願いします。

それでは、議事のうち、報告事項に入ります。

本日は、お手元の次第のとおり、報告事項2件でございます。

『令和3年度決算状況について』を議題とします。

まずは、決算状況の基本情報として、資料「令和4年度版国民健康保険事業概要」について、事務局、説明をしてください。

事務局

決算状況の基本情報として、お手元の資料「令和4年度版 国民健康保険事業概要」についてご説明します。

まずは、事業概要の12ページをご覧ください。

「1. 被保険者の推移」についてですが、令和3年度をご覧いただくと、世帯数については、全市世帯数 108,467 世帯のうち、3月末の被保険者世帯数が 33,927 世帯、加入率は 31.28%となっています。

また、人口別では、全市人口 258,505 人に対して3月末の国保の被保険者数は 52,267 人、加入率は 20.22%となっています。

国保の加入者は、世帯数、被保険者数ともに減少傾向にありまして、その要因は、団塊世代が75歳以上となり、後期高齢者医療制度に移行している

ことが、減少の最も大きな要因であると考えています。

次に、「2. 年齢別被保険者数」ですが、令和3年度をご覧くださいと、全体の被保険者のうち、表の右「70歳～74歳の占める割合」が、31.62%となっており、年々増加傾向にあります。ちなみに表に記載はありませんが、65歳以上のいわゆる前期高齢者の加入割合は50.43%になっておりまして、全体のおおよそ半分を占めております。

このように、国保の加入者は年々高齢化しておりまして、一人当たりの保険給付費を年々押し上げている要因のひとつと考えられています。

続きまして、17ページをご覧ください。

本市の国民健康保険における年度別の保険給付の状況になります。

2の(1)が「療養の給付」、いわゆる「現物給付」にあたる給付です。この「現物給付」とは、保険給付に相当する額を患者が医療機関に支払うのではなく、保険者が直接医療機関へ支払うものをいいます。保険給付の基本の部分となっています。この「現物給付」にあたる「療養の給付」は、保険給付費全体の約8割から9割を占めておりまして、国民健康保険の財政運営上、特に重要な支出科目となっています。

このうち①一般被保険者を確認いたしますと、入院、入院外、歯科、最後に合計と区分しています。合計においては、被保険者数の減少に伴い、減少傾向にあったところ、新型コロナによる受診控えの影響により令和2年度に例年に増して減少しましたが、令和3年度は増加しています。この増加は、令和3年度は新型コロナの感染状況が落ち着いた時期もあり、医療機関への受診状況が回復したことによるものと思われます。表の右側に記載しています「受診率」や「1件当たり費用額」、「1人当たり費用額」をご覧くださいと、被保険者の高齢化に伴い年々増加している状況にありましたが、こちらも新型コロナの影響により、令和2年度は減少し、令和3年度において回復している状況にあります。

続きまして19ページをご覧ください。

本市における「令和3年度の国民健康保険料の徴収実績集計表」となっております。

この表の構成ですが、一番左の縦の列をご確認いただきますと、大きく3区分、一般分国保料(税)、退職分国保料(税)、最後に合計という構成になっています。そのうち、一番下の合計欄をご確認いただきますと、その中に、さらに現年度分と滞納繰越分の2つに区分しています。この言葉の意味ですが、現年度分とは、令和3年度時点において、令和3年度に賦課した保険料をいいます。対して滞納繰越分とは、令和3年度時点において、令和2年度以前に賦課した保険料、つまり過去の保険料で滞納となっている保険料をさしています。保険料の徴収実績を確認するうえにおいては、それぞれを区分して確認することが必要となっております。特に、保険料収納額全

体の9割近くを占める現年度分保険料については、国保会計を運営する上で重要な収入源となっております。

その現年度分の最終調定額、つまり保険料として賦課した保険料額は、46億2,288万円です。前年度の令和2年度が47億4,843万円ですので、△2.6%となっており、被保険者の減少により保険料額も減少している状況がわかります。

この調定額に対して、実際に納付があった保険料は、44億2,967万円、収納率が95.82%となっています。令和2年度の収納率が95.14%なので、+0.68となっています。

国保を運営する保険者としては、この収納率を非常に意識しておりまして、収納率は、被保険者間における保険料負担の公平性を示す指標となるほか、県交付金の算定にも影響するということもありまして、国保会計を運営するうえにおいては、収納率を維持・向上することが大きな課題であると考えております。

次に33ページをご覧ください。

こちらは、本市が実施しています保健事業について、説明しています。この保健事業は、国民健康保険被保険者が、病気の早期発見・早期治療を行うことで、健康寿命の延伸を図り、もって医療費の抑制を図ることで、国保全体の支出が抑えられ、ひいては保険料の抑制を図ることを狙いに行われるものです。

そのうち、「1 特定健康診査」につきましても、身体の変化や異常を把握するうえで、保健事業の基本となるものですが、令和2年度の受診率が30.3%と新型コロナの影響により大きく減少し、県平均の30.9%を下回る結果となっています。令和3年度は、令和4年3月末現在の速報値で31.4%となっており、令和2年度から増加はしているものの、コロナ禍前の水準まで回復していない状況です。

この受診率の向上を図るため、本市では、未受診者に対して、受診勧奨通知や電話による個別勧奨を行うほか、かかりつけ医による受診勧奨を実施しています。

また、令和6年度からの第3期データヘルス計画、第4期特定健診等実施計画の策定に向けて、事業の見直しに取り組んでいます。

次のページ、34ページをご覧ください。

34ページの一番上、「6 特定保健指導インセンティブ」は、特定健診受診後の特定保健指導の実施率向上を目的に、令和3年度より特定保健指導の参加者を対象に健康食品や健康グッズを配付しております。令和4年度においても引き続きインセンティブ事業を継続し、特定保健指導の実施率向上を目指してまいります。

また、35ページの一番下「11 要受療者支援事業」についても、令和3

年度より事業を開始しております。糖尿病以外の生活習慣病を原因とした腎機能低下が見られる人を対象に受療勧奨や保健指導を実施しています。

以上、決算状況の基本情報として、「令和4年度版国民健康保険事業概要」の説明を終わります。

会長

説明は終わりました。

ご質問・ご意見がございましたら承ります。

(質問なし)

それでは、一旦ご質問を終結します。

事務局、先ほどに続いて説明をしてください。

事務局

引き続きまして、お手元の「令和4年度第1回国民健康保険運営協議会資料」により、令和3年度加古川市国民健康保険事業特別会計の決算状況についてご説明します。

1ページをご覧ください。

令和3年度決算構成比較(対前年度比)ということで、左のページが歳入、つまり収入の決算状況、右のページが歳出、つまり支出の決算状況となっています。

まず、歳入の令和3年度決算ですが、上から保険料・保険税につきましては、46億2,527万円と前年度比△2.57%となっています。主な減少理由は、被保険者数の減少により、保険料の調定額自体が減少したためです。

次に、国庫支出金及び県支出金ですが、合計で201億8,947万円と前年度比+6.21%となっております。主な増加理由は、保険給付費に連動し、歳入の約7割を占める県支出金の普通交付金が、この後の歳出で説明します保険給付費の増により、前年度から約11億円増加したためです。

次に、一般会計繰入金は、22億8,503万円で、前年度比+3.21%となっています。

次に歳入不足補填としての基金繰入金は、3億7,339万円で、前年度比+54.20%、前年度から約1億3千万円の増となっています。

歳入決算合計額は、275億8,926万6,210円で、前年度比+4.51%、約12億円の増となっており、増加の大部分は先に述べました普通交付金の増加によるものとなっています。

続きまして右のページ歳出の決算状況についてご説明します。

歳出の令和3年度決算ですが、上から総務費につきましては、1億9,347万円で、前年度比△15.21%となっています。主な減少理由は、令和2年度にありました住民情報システムの改修委託料の皆減によるものです。

次に、保険給付費は、194億で、前年度比+5.97%、前年度から約11億円の増となっています。主な増加理由は、事業概要の保険給付の状況でご説明しましたとおり、令和2年度に新型コロナウイルス感染症の影響による医療機関への受診控え等の影響で例年に増して減少していたものが、受診状況が回復したことにより、増加したものと考えています。

次に、事業費納付金ですが、76億2,556万円で、前年度比+1.03%となっています。主な増加理由は、令和3年から、納付金の算定方法が医療費水準を反映せず、保険料収納率を反映するよう変更があり、本市においては、県平均よりも医療費水準が低く、収納率が高いため、算定方法の変更に伴い、納付金が増加しています。なお、算定方法の変更による財政負担の増加に対しては、県支出金の特別交付金により補填がされています。

歳出決算額の合計は、275億7,054万6,069円で前年度比+4.50%、約12億円の増となっており、増加の大部分は、保険給付費の増加によるものとなっています。

最後に資料の右下、「歳入歳出差引」ですが、令和3年度決算においては、1,872万141円の黒字となっています。しかしながら、基金繰入を約3億7千万円行っていますので、単年度の実質的な収支は赤字であり、令和元年度以降、歳入の不足分を基金繰入で補っている状況が続いています。

赤字の主な要因としては、本市の保険料率が県の示す事業費納付金を納付するために必要な標準保険料率よりも低い水準にあることが挙げられます。この状況について、前回の運営協議会でお諮りし、基金残高等の状況を鑑み、令和4年度までは、基金の活用により、保険料率は引き上げず、据え置きすることとしています。

なお、令和5年度以降につきましては、基金取り崩しによる予算編成が困難な状況であるため、県が推進する令和9年度の県内保険料率統一を見据えながら、保険料率を改定する必要性があり、現在、令和5年度の改定に向けた検討を進めています。令和5年度の保険料率の改定につきましては、今年度第2回目以降の運営協議会にてお諮りしたいと考えております。

以上で、報告事項①令和3年度決算状況についての報告を終わります。

会長

説明は終わりました。

冒頭の説明も含めて、ご質問・ご意見がございましたら承ります。

(意見なし)

ご質問等を終結し、本件については、この程度にとどめます。

次に『令和4年度予算状況について』を議題とします。

事務局、説明をしてください。

それでは、お手元資料 2 ページをご覧ください。

令和 4 年度国民健康保険事業特別会計の当初予算について、ご説明します。

まず、左右の表のそれぞれ左下にあります、令和 4 年度の歳入歳出予算額は、前年度比+0.97%、約 2 億 6 千万円の増の 270 億 6,247 万 3,000 円となっております。

次に、歳入、歳出の順に前年度と比較し、増減が大きいものを説明させていただきます。

左の表をご覧ください。歳入のうち、保険料収入ですが、保険料・税あわせて前年度比+3.90%、約 1 億 7,200 万円増の 45 億 7,672 万 2,000 円を見込んでいます。

これは、被保険者数は減少傾向にありますが、比較的所得の少ない被保険者が後期高齢者医療へ移行すること、コロナの影響による社保離脱での被保険者数の増加等を勘案し、令和 3 年度当初予算からの増額を見込んでいます。

次に、県支出金ですが、普通交付金が約 5 億 9,000 万円の増加を見込んでおります。これは、歳出で説明します保険給付費の増加を見込んでいます。

また、特別交付金の県繰入金分については、県の交付基準の見直しに伴い、約 2 億 500 万円の減少を見込んでおり、県支出金の合計で、前年比+2.00%、約 3 億 8,600 万円増の 197 億 3,207 万 4,000 円を見込んでいます。

続きまして、一般会計繰入金ですが、令和 4 年度から「未就学児の均等割保険料の軽減措置」が創設されたことに伴い、未就学児均等割保険料繰入金新規項目として、約 1,100 万円計上しています。また、その他一般会計繰入金においては、こども医療の拡充等による福祉医療波及分の増加を見込み、前年度から約 9,200 万円の増となっております。

最後に、基金繰入金ですが、前年度から約 4 億 4,800 万円減の 2 億 4,849 万 1,000 円を見込んでいます。この減少は、歳出でご説明します、事業費納付金の減少により、会計上の赤字額の減少が見込まれるためです。

以上が、歳入の主な予算状況となります。

続きまして、歳出の主な項目について説明します。右の表をご覧ください。

まず、保険給付費についてですが、合計で前年比+3.14%、約 5 億 8,600 万円増の、192 億 5,169 万 1,000 円を見込んでいます。

これは、新型コロナウイルス感染症の影響による医療機関への受診控え等により減少していたものが、受診状況の回復により増額するものと見込み、増額しています。

次に、事業費納付金ですが、合計で前年比△4.34%、約3億3,100万円減の72億9,424万8,000円を見込んでいます。

これは、令和4年度の事業納付金は、令和2年度の保険給付費を基に県で算定されたものであり、令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により保険給付が減少していたため、それに伴い減少したものです。

以上が、歳出の主な予算状況となります。

なお、これまで申しあげました予算額につきましては、当初編成のものでございます。

今年度に入り、補正を行った科目がございますので、補正予算の概要についてご説明いたします。本日配付しています当日資料「令和4年度補正予算の概要について」をご覧ください。

まず、歳入歳出予算の総額について、当初予算の歳入歳出予算の総額270億6,247万3,000円から歳入・歳出それぞれに、5月に人事院勧告に基づく人件費の減額により216万円を減額し、9月に1億619万6,000円を増額し、合計で1億403万6,000円増額しており、補正後の歳入歳出の総額は、271億6,650万9,000円となっています。

次に、今年度の補正のうち、9月に行った補正について、歳入・歳出それぞれの補正内容についてご説明します。

9月の歳入予算の補正内容が歳出予算の補正に伴うものが主であったため、まず、歳出予算からご説明します。

歳出の表、上段の保険給付費の傷病手当につきまして、現計予算額100万円から、202万の増額をしています。補正理由は、令和4年6月30日までであった傷病手当金の対象期間が9月30日まで延長となったこと、また令和4年度に入り、傷病手当の申請件数が増加し、実績状況から予算の不足が見込まれたため、年間分の支給額を見込み補正しています。なお、傷病手当金の対象期間は、現時点では、12月31日まで延長されています。

次に諸支出金の償還金につきまして、現計予算額5,200万円から1億417万6,000円増額しています。補正理由は、令和3年度に交付された普通交付金などの県支出金について、実績報告による精算により返還金が生じたため返還に必要な金額を補正しています。

歳出の補正内容は以上になります。

続きまして、歳入の補正内容について説明します。

歳入の表の上段の県支出金の特別交付金特別調整交付金分につきましては、傷病手当金支給相当額が当該交付金の一部として交付されるため、歳出予算の傷病手当金の補正額と同額の202万を増額しています。

次に、基金繰入金についてですが、県支出金の精算に伴う返還金の増額補正に伴い、歳入の不足を補うための基金繰入金を増額する必要があるため、当初予算額2億4,849万1,000円から8,545万6,000円を増額し、補正後

の基金繰入金額は3億3,394万7,000円となっています。

最後に、繰越金ですが、こちらは令和3年度決算の結果、1,872万141円の黒字となったため、その全額を繰越金として計上し、補正しています。

以上が補正予算の概要になります。

その他、予算の執行状況としまして、今年に入り、いわゆる第6波による感染拡大がございましたが、8月末時点の保険給付費の執行状況から、感染拡大はあったものの、令和2年度のような保険給付費の減少は起きていないものと推察しております。

また、今後の状況により、今申しあげた予算が変動する可能性がありますこと、ご了承ください。

以上で、概要となりますが、「令和4年度予算状況について」の説明を終わらせていただきます。

会長

説明は終わりました。

ご質問・ご意見がございましたら承ります。

委員

当日配付資料の補正の資料について、歳入の表の補正額を全て足すと1億620万ほどになる。歳出も足すと同様に1億620万ほどになると思う。

歳入歳出の表の補正額は、1億400万になっており、差が200万円ほどあるが、別の補正があるということですか。

事務局

補正予算のご説明の冒頭で申しあげましたとおり、5月と9月にそれぞれ補正をしており、5月では人事院勧告に基づく人件費の減額による216万円の減額補正をしています。資料の歳入、歳出それぞれの表は、9月の補正内容のみを記載しておりますので、歳入歳出の表の補正額との金額差は5月の補正金額になります。

会長

他にございますか。

質問がないようですので、ご質問等を終結し、本件についてはこの程度にとどめます。

以上で、本日本日予定していた議事は、すべて終了しました。

次に、「3 その他」ですが、まず、委員の皆様から、何かございましたら、お伺いします。

(意見なし)

会長

次に、事務局から何かありますか。

事務局

令和4年度運営協議会の今後の開催予定について、ご案内をさせていただきます。

令和4年度の運営協議会は、後2回の開催を予定しております。

例年、第2回、第3回の開催は、保険料率決定の関係から、第2回を県から事業費納付金、標準保険料率の仮算定結果が示された後の12月中旬に、第3回を本算定結果が示された後の年明け1月中下旬に開催しています。

今年度につきましては、第2回を12月15日（木）の午後2時から、第3回を1月19日（木）の午後2時から開催したいと考えております。

第2回、第3回の運営協議会では、決算状況のご説明で申しあげたとおり、予定している令和5年度の保険料率改定等についてお諮りすることとなります。

委員の皆様におかれましては、12月15日、1月19日の両日につきまして、ご予定くださいますようお願い申し上げます。開催の日が近づきましたら、改めて開催通知により正式なご案内をさせていただきます。

事務局から今後の開催予定のご案内は以上になります。

会長

この件について、委員の皆様、何かございましたら承ります。

そうしましたら、次回、第2回は12月15日の木曜日14時から、第3回は年を明けまして、1月19日の木曜日14時からということで、委員の皆様それぞれ日程の調整の方よろしくお願いいたします。

以上をもって、議長の任を解かせていただきます。

それでは、事務局へ進行をお戻しします。

事務局

ありがとうございました。

最後に、事務局より2点事務連絡をさせていただきます。

まず、本日開催されました運営協議会における委員の方の報酬ですが、「加古川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」に規定されている金額を、提出いただきました指定口座へ10月中に振り込みさせていただく予定ですので、後日、ご確認をお願いいたします。

なお、振込み額は所得税控除後の額となりますので、ご了承ください。

また、「カーパークつつじ」を利用されている委員の方は、この後、駐車券をお渡しいたします。

事務連絡は以上です。

それでは、以上をもちまして、令和4年度第1回国民健康保険運営協議会を閉会します。

委員の皆様、本日はおつかれさまでした。